

松江市告示第 353 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 19 第 1 項及び第 51 条の 20 第 1 項の規定により指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 51 条の 30 第 1 項及び第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 7 月 30 日

松江市長 上 定 昭 仁



事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日	指定した事業	事業所番号
株式会社 穏健会 松江市古志原五丁目 12-24	相談支援事業所 とみはら 松江市古志原五丁目 12-24	令和 7 年 8 月 1 日	計画相談支援、 地域移行支援、 地域定着支援	3230100319